

件名：消防力の強化のため消防指令事務協議会を設置しました

## 概要

千葉市など 20 団体（※1）による「千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会」（※2）を平成 23 年 4 月 1 日に設置しました。

この協議会では、「共同指令センター」（※3）を千葉市に整備し、平成 25 年 4 月から指令業務（119 番通報の受信、消防車や救急車の出場指令、無線通信の統制など）を共同運用し、業務の効率化と災害情報の一元化を目指します。

※1 「20 団体」・・・千葉市、銚子市、木更津市、成田市、旭市、市原市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、栄町、安房郡市広域市町村圏事務組合、長生郡市広域市町村圏組合、匝瑳市横芝光町消防組合、山武郡市広域行政組合、香取広域市町村圏事務組合、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印西地区消防組合及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合となります。

※2 「千葉市ほか 10 市 1 町 8 一部事務組合消防指令事務協議会」・・・地方自治法第 252 条の 2 第 1 項に規定される「協議会」であり、指令業務を共同して管理し、及び執行するため、20 団体で協議し、設置したものです。

※3 「共同指令センター」・・・指令業務を共同で処理するための施設です。

## 消防指令事務協議会の質問と答え

質問 1	なぜ、指令業務を共同で運用するのですか。
答え	20 団体の指令業務を集約することで、業務の効率化及び災害情報の一元化を図り、消防力を強化するためです。
質問 2	119 番通報はどこで受信するのですか。
答え	現在は、20 の各団体で受信していますが、平成 25 年 4 月からは全ての 119 番が共同指令センター（千葉市に設置）で受信することになります。
質問 3	共同指令センターは、千葉市に設置するようですが、千葉市以外からの 119 番通報でも住所は分かるのですか。また、対応できるのですか。
答え	共同指令センターでは、最新の情報通信機器を整備しますので、千葉市以外からの 119 番通報でも住所が分かります。また、20 団体からの派遣職員が指令業務を行い、互いに補完しますので支障なく対応できます。
質問 4	消防車や救急車の出場はどうなるのですか。
答え	今までのとおり、各団体の消防署などから消防車や救急車が出動します。さらに、市境の災害や隣接地域への応援出動などに素早い体制が整います。